

中国における外国人の就業許可制度 1

岡山県上海事務所 担当 崔笙

(日中経済貿易センター上海事務所)

2016年9月27日、国家外国專家局は「外国人来華工作許可制度試験実施方案に関する通知」を公表しました。従来、外国人が中国で働く場合には「外国人就業許可証」と「外国人就業証」を、専門職人材の場合には「外国人専門家来華就業許可証」と「外国専門家証」を得ており、企業の駐在者は前者の組み合わせの証明書を得るのが一般的でした。今回の制度改革により、今後は「外国人就業許可通知」と「外国人就業許可証」に統一されます。現行の有効期限内の許可証は引き続き有効です(希望者は新しい許可証に変更することも可能)。

通知では、2016年10月～2017年3月までは北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、雲南省、寧夏自治区で実施された後、2017年4月より全国で実施される予定です。

今回の改正は2015年末に国務院行政審査批准制度改革業務指導チームが「両証整合(二つの許可証を整理してまとめる)」政策を打ち出したことに基づくものです。中国のハイレベル人材誘致政策の一環で、中国における外国人の就業について、ハイレベル人材を奨励し、一般人材は調整し、それ以外の人材は厳しく制限するように規定しています。

許可証は外国人が中国で就労する上で必要な公的証明であり、一人ずつ「背番号」にあたるものが設定され、この番号は駐在延長や二度目以降の駐在でも変更されることはありません。

【外国人の分類】

今回の通知により、中国で就労する外国人はA・B・Cの3類に分類されることとなりました。

A類:ハイエンド人材(誘致奨励)。中国の人材誘致計画に選ばれた人材、国際公認の専門成果認定基準に適合する人材、市場の方向性に符号する奨励類の職務用件を満たす人材、創新・創業人材、優秀な青年人材、ポイント表(次回紹介)の合計が85点以上の専門人材。

B類:外国専門人材(誘致調整)。学士以上の学位と2年以上の関連業務経験を持つ専門人材、中国で修士以上の学位を取得した卒業生、過去5年以内に上海交通大学が発表する「世界大学学術ランキング」の100位以内に入った海外の大学で修士以上の学位を取得した卒業生、外国語学の教員、ポイント表の合計が60点以上の専門人材。

C類:外国一般人材(誘致制限)。国務院の関連行政主管部門が雇用を許可又は外国政府との協議により雇用する人材、政府間協議により訪中して実習・研修する外国青年、外国ハイエンド人材に随伴して来華し家事サービスに従事する外国人、遠洋漁業など特殊な分野で働く外国人、季節労働者に従事する外国人、その他職務割り当て管理を実行する外国人。

A類は申請手続がB・C類と比較して簡単になります。例えば、書面での無犯罪証明書類は提出不要で、本人の承諾制となります。また、外国人就業許可通知と外国人就業許可証の審査期間がB・C類は同15～20営業日に対し、A類は5営業日となります。但し、A類は実質、ノーベル賞受賞者や建築のプリツカー賞受賞者、映画のアカデミー賞受賞者やNHK交響楽団の首席指揮者・日本グッドデザイン賞受賞者等、かなり限

定されます。駐在者の多くは企業活動従事者なので、B類に該当するかどうか焦点となります。

(2017年2月)